



年末年始の虚礼廃止に御理解とご協力を

公職にある議員等は、法律によりいろいろな行為が禁止され、罰則が厳しくなっています。議員一同、禁止行為は行わないよう確認しあい、市民のみなさまのご理解をいただいているところであり、さらに、今後ともご協力をお願いするものです。公職選挙法による禁止行為の主なもの次のとおりです。

❌【寄附の禁止】

- ①議員や候補者が、お中元・お歳暮・入学祝い・出産祝い・お祭りの寄附・饂飩などを贈ること。
- ②議員や候補者が、正月などに自宅を訪れた市民に対し、酒食の提供をすること。
- ③議員や候補者が、葬式に供花や花輪を届けること。

❌【寄附の勧誘・要求の禁止】

- ①議員や候補者に対して、寄附を出すように勧誘や要求をすること。
- ②議員や候補者名義の寄附を求めること。

❌【あいさつ状の禁止】

議員や候補者が、市民に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞いなどの時候のあいさつ状を出すこと。



「市議会だより」は、紙面の都合で要約した記事となっています。

ご不明な点や確認したい内容等がありましたら、議会事務局及び図書室にて会議録をご覧になれますのでご遠慮なくお申し出下さい。

会議録の
閲覧が
できます。

編
集
後
記

市民の皆さんが、この「市議会だより」を読んでいたいている頃には、12月議会が始まっていることでしょう。時が早く過ぎることを実感している今日この頃です。

さて、この一年も自然災害が続発しました。福岡西方沖地震、台風14号の襲来、アメリカ南部を襲ったハリケーン、パキスタンの大地震：。地球が悲鳴を上げ、自然が私たち人間に何かを訴えている感さえます。

その年の世相を漢字一字で表す、年末の恒例イベントがあります。昨年は「災」でした。今年の世相漢字はまもなく発表されます。戦後60年の節目の年を振り返り、私の心には「祈」という漢字を刻んでいます。

ちくご市議会だより

編集特別委員会

委員長 貝田 義博
副委員長 五十嵐多喜子
委員 矢加部 茂晴
委員 田中 親彦
委員 入部 登喜男
委員 水町 好